

企業取引研究会（第4回）議事録

1 日 時 令和6年10月24日（木）13:00～16:00

2 場 所 対面（経済産業省本館 17 階第1特別会議室）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】神田座長、海内委員、岡室委員、沖野委員、小畑委員、加藤委員、郷野委員、
鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、
松田委員、若林委員、渡邊委員、渡部委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、亀井企業取引課長

企業取引課 大坪課長補佐、海保係長、村上係長、福井係長、
渡辺事務官

【中小企業庁】山本事業環境部長、鮫島取引課長

【オブザーバー】金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

4 議 題 ○「下請」という用語の見直し

○下請法の適用基準

○金型以外の型等の下請法上の取扱い、型の無償保管に係る課題

○知的財産・ノウハウの取引適正化

○その他の下請法に関する論点

5 議事録

（1）開会

○中小企業庁 鮫島課長

定刻となりましたので、第4回企業取引研究会を開催いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。私は、中小企業庁取引課の課長を務めております鮫島です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、開催に当たり、公正取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井官房審議官

公正取引委員会、官房審議官の向井です。

本日は、御多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。

先日の第3回研究会では、物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方及び執行に係る省庁間の連携の在り方について活発に御議論いただきました。本日の第4回研究会では、「「下請」という用語の見直し」と「下請法の適用基準」のほか金型や知的財産の取扱いの関係等、様々な論点を議題として、下請法の在り方や、各分野に残っている、適切とはいえない商慣習を解決するために考えられる方法について御議論いただくことを予定しております。

皆様におかれましては、それぞれの議題について、忌憚のない御議論を頂きたいと考えています。長丁場となりますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○中小企業庁 鮫島課長

ありがとうございました。続いて、中小企業庁事業環境部長の山本から御挨拶申し上げます。

○中小企業庁 山本事業環境部長

本日は多岐にわたる論点を御議論いただきます。「下請」という用語の見直しと下請法の適用基準など、重要な論点が多いです。

「下請」という名称は当事者意識にも取引慣行にも影響し得ます。

下請法の適用基準については、発注者と受注者の取引実態を踏まえ、適切な手段で対応することが重要です。

中小企業庁としては、下請法を共同で執行する立場として、引き続き公正取引委員会と密に連携して、検討を進めてまいりたいと考えております。

○中小企業庁 鮫島課長

それでは恐縮ですが、報道関係の方々には御退室いただければと存じます。

それでは以後の議事につきましては、神田座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○神田座長

皆様、本日もお忙しいところ御参加いただきまして、ありがとうございます。論点が多数あるものですから、3 時間お時間を頂いておりますが、途中で休憩を挟みたいと考えております。前半で議事次第の(1)から(3)の論点を取り上げ、休憩を挟んで後半で議事次第(4)及び(5)の論点を取り上げるという流れで進めさせていただきます。そういうわけでございまして、まず事務局から、「下請」という用語の見直し、下請法の適用基準、金型以外の型等の下請法上の取扱い、型の無償保管に係る課題についての御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

(2) 事務局説明（「下請」という用語の見直し、下請法の適用基準、金型以外の型等の下請法上の取扱い、型の無償保管に係る課題）

○公正取引委員会 渡辺事務官

公正取引委員会の渡辺と申します。それでは一つ目の論点である「下請」という用語の見直しの点につき御説明申し上げます。

資料3 ページを御覧ください。こちらのテーマについて具体的に御議論いただきたい事項を記載しております。下請法は法律名に「下請」という用語が入っていることに加えまして、適用される4 類型の委託取引の受託事業者のことを下請事業者、親事業者が下請事業者に対して支払う代金のことを下請代金と定義しております。

「下請」という用語ですが、下請法が制定されました昭和 31 年当時の原材料や資金の前渡しを受け、他人の依頼に応じて代金確保を行う取引という考え方を念頭に置いて定義されました。しかし、「下請」という用語は下という文字が入っており、上下関係があるような効果を与える、個別的な意味合いを感じる等の理由から、受給者と発注者の関係が対等に感じられないのではないかというお声を頂くようになっておりました。

さらにこれまでの下請法の改正によりまして、下請法の適用対象取引に役務提供委託と情報成果物作成委託が追加されたことなどにより、適用当時から適用対象となる取引が拡大してきております。このような変化の中で、法律で「下請」という用語を使うことにつきまして御議論いただければと考えております。

次の2ページで事務局が収集したデータを御紹介いたします。4ページを御覧ください。事務局が中小企業1万社に対し「下請」という用語についてアンケートを行いました。まず「下請」という用語の印象についてですが、請負者である役割を端的に示すイメージ、特段のイメージはないというニュートラルな回答もみられました。その一方で、「下」に見下されているような差別的なイメージ、取引先発注者からいじめられる立場を示すイメージという消極的な回答をした事業者が全体の3割以上となりました。

次の5ページでは、「下請」という呼称の使用状況についてお聞きした結果となっております。上段が発注者として「下請」と呼んでいるか、下段が受注者として呼ばれているかというデータですが、いずれの立場から、現状、「下請」という呼称が余り使われていないという結果になりました。

6ページは中小企業庁や公正取引委員会にて事業者にお聞きした生声の御紹介でございます。こちらの結果につきましても「下請」という名称についてネガティブなお声を多く頂きました。またスライド中段の用語の変更の必要がないというお声の中には、取引自体が改善されなければ要望を変えても仕方がないというお声も見られ、全般的に「下請」という名称を積極的に残したいというお声は余り寄せられませんでした。

7ページ以降は御参考ですが、8ページは冒頭にも申し上げました下請法の制定時の下請という定義と、現在下請法が適用される取引の実態が乖離していることを示しております。

改めて3ページにお戻りいただきまして、「下請」という用語につきましても、適用対象取引や社会からの受け止め方に変化が見られるのではないかとこの観点から、このテーマについて御議論いただきたく考えております。御説明は以上となります。

○神田座長

ありがとうございました。それでは次をお願いします。

○公正取引委員会 海保係長

公正取引委員会の海保と申します。続きまして、下請法の適用基準について御説明させていただきます。まずは10ページを御覧ください。下請法は独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完して、簡易・迅速に対処するための法律として制定されました。そのため、対象となる事業者についても、優越的地位の濫用規制では、取引依存度、市場における地位、取引変更の可能性、取引の必要性、こういったものを総合的に考慮して個別に優越的地位の認定を行うのに対して、下請法は一定の考え方の下、資本金額によって保護される対象となる事業者を定義しております。

下請法の制定経緯等の詳細の説明は、12ページから15ページに記載しておりますが、端的に申しますと、12ページに記載しているように、下請法は下請事業者の利益を保護しようとする法律でして、親事業者と下請事業者の範囲は、一般的に最も適切だと思われる範囲に限定されていなければならない、下請法制定時には、その最も妥当な線が中小企業者の線であるとして、資本金1000万円が基準として定められました。その後は中小企業基本法の改正に合わせて資本金基準が改正されてきて今のような形となっております。10ページに戻りますが、このような資本金額を用いた対象事業者の定義については以下のような指摘がございます。

一つ目は、実質的には事業規模の大きい事業者であるにもかかわらず、資本金が少額であるために、下請法の親事業者に該当しないケースです。この点については、事務局で調べましたところ、資本金が3億円以下の事業者であっても、売上高や従業員数を見ると、資本金額に比して事業規模が大きい事業者が業種を問わず存在していることが確認できております。

二つ目は、親事業者が自らの資本金を減資したり、下請事業者に増資をさせたりすることで、下請法の適用を逃れるケースです。

続いて11ページを御覧ください。これらの指摘に対処するために何らかの対応を行って

いく必要があるところ、その際には、法の適用関係の安定性を確保する必要がある、外形的に分かりづらい基準を導入するのであれば、親事業者にとっての明確性を確保する必要がある、といった指摘がございます。

対応策としては、11 ページにも記載させていただいておりますが、現行の資本金基準を補足するものとして、資本金基準に加えて、従業員数基準、取引依存度基準、売上高基準といった新しい基準を導入するというものから、資本金を変更する行為に対して何らかの対応を採るといったものが考えられますが、これらの参考となる法令等の例は、17 ページから 20 ページに記載しておりますので、御確認ください。

他方で、先ほどお話した他の基準を導入するといった対応ではなく、資本金基準に、例えば製造業であれば、現在は 3 億円と 1000 万円のところにバーが引いてありますが、5000 万円、1 億円といった新たな基準を設けて対応すべきではないかという御指摘もございます。

下請法の適用基準に関するこれらの指摘についてどのように考えるか、御意見等を頂ければと思いますが、参考となる情報についても何点か紹介させていただきます。

まずは 16 ページを御覧ください。近年、資本金制度の柔軟化、減資手続の緩和、経済活動の変化等によって、資本金を減資する事業者が増加しております。東京商工リサーチの記事によれば、特に資本金を 1 億円以下に減資する事業者が増加傾向にあるようです。また取引上優位にある事業者が下請法の適用対象となることを避けるため、取引先の事業者に対して増資を要請するといった事例が存在することが確認されているところ、実際に親事業者から増資をするよう求められた下請事業者の方の生声についても、二つほど御紹介をさせていただきます。

最後になりますが、22 ページを御覧ください。こちらは経済センサスの情報を事務局で集計したデータになっておりますが、資本金額と従業員数には一定の関連性が見られるところ、資本金が 3 億円程度の事業者であれば、その事業者数は数百人程度であるということが分かっております。資本金基準の論点の説明は以上になります。

○神田座長

ありがとうございました。それでは次をお願いいたします。

○公正取引委員会 大坪課長補佐

公正取引委員会の大坪と申します。続きまして金型の関連につきまして、大きく二つの論点について御説明をさせていただきます。

資料 28 ページを御覧ください。論点一つ目は、一つ目の丸の、金型以外の型の下請法上の取扱いでございます。金型につきましては下請法上、特別な取扱いがされており、物品の製造を行うために必要な一般的な汎用性のある道具の製造を委託する場合は、通常は下請法の対象にはなりません。金型の場合は物品の製造のために用いる道具ではあるものの、製造する物品と密接な関連性があり、ほかに用いることができません。つまり転用の可能性がないという点に着目をいたしまして、平成 15 年に下請法改正を行って製造委託の対象にしております。ただし、ここで言う金型とは、正に金属製の型に限られており、型にはほかに木型や樹脂型といったような型や特殊工具の治具といったものの中にも転用可能性がないものもございます。こういった転用の可能性がない物品におきましても、下請法において金型と同様の取扱いとする必要がないかどうかという点について御議論を本日いただければと思います。

次に全く別の論点となりますが、金型の無償保管に関連した課題を御説明いたします。28 ページの丸の二つ目でございます。長期間部品の発注を行わないにもかかわらず型や治具の保管や管理を受注者に求める取引慣行といったものが、以前から問題視されてきており、近年金型等の無償保管を行ったとしまして公正取引委員会から下請法の違反の勧告を受けたという事例が複数生じてございます。

36 ページを御覧いただければと思います。この表にありますとおり令和 5 年の岡野バルブ

製造株式会社に対する例を皮切りとし、昨年から今年にかけてこれまで合計6件の金型等の無償保管にかかる勧告事例がございます。表の一番右の列に着目していただければと思いますが、無償保管の対象となった金型等の所有権の主な所在が、いずれも親事業者、つまり発注者でございます。このようなケースについては、発注者である親事業者の方が、自身が所有する金型等を受注者である下請事業者は無償で保管をさせているということで非常に問題点が分かりやすい事例になります。

一つ戻っていただきまして35ページを見ていただければと思います。これは下請法の運用基準でございますが、第4の7の5(2)のところ、資料の一番下の部分にありますとおり、親事業者の方に金型の所有権があるケースにつきましては、現状でも運用基準で既に具体的に問題事例として記載しています。他方で下請事業者の方を対象として中小企業庁と公正取引委員会が最近行ったアンケートによりますと、金型の所有権は下請事業者の方がお持ちになる場合ということも多くあるということが分かっております。

31ページを御覧いただければと思います。同じアンケート調査でございますが、アンケート調査によると、下請事業者、受注者の方が金型の所有権を持っている場合についても、発注者からの指示により量産終了後も型を保管させられているという例が全体の7割程度もでございます。言い方を変えますと、所有権が下請事業者自身にあっても勝手に廃棄などができないという実態が浮かび上がってございます。また保管料につきましても、実に9割弱の方が全額又は一部を負担させられているということが明らかになっております。

28ページに戻っていただければと思います。このような実態を踏まえますと、下請事業者の方に所有権があっても管理の主体が事実上親事業者、つまり発注者にあると認められる場合等には、金型の所有権が発注者にある場合と同様に下請事業者に不当に不利益が生じていると評価されるのではないかと思います。この点を下請法の運用基準などに更に記載を追加していき、考え方を明らかにしていく必要があるかどうかということについて、御議論いただければと思います。

さらに、28ページの三つ目の丸でございます。同じく金型の無償保管に関連しますが、発注者から型等の無償保管を求められた下請事業者が、自社の委託先に無償で保管をさせるという場合がございます。こうした場合には、発注者から委託を受けた下請事業者の方自身の経済的な損失はひとまずは生じないということになりますが、矢羽根のところにありますように、委託先に保管させるか否かにかかわらず発注者の問題と整理すべきではないかとも考えられますので、この点を併せて御議論いただければと思います。金型関係の論点の説明は以上でございます。

(3) 自由討議（「下請」という用語の見直し、下請法の適用基準、金型以外の型等の下請法上の取扱い、型の無償保管に係る課題）

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、御説明がありました複数の論点につきまして皆様方から御質問、御意見を出していただければと思います。まず、本日御欠席しておられます及川委員から御意見をお預かりしておりますので、御意見を事務局から読み上げていただきます。

○公正取引委員会 亀井課長

全国中央会の及川委員から御意見をいただいておりますので御紹介させていただきます。

「本会の最大の行事である中小企業団体全国大会の開催日と重なり出席できません。本大会では、中小企業の価格転嫁を更に進めるための下請法改正を求める要望を決議することとしています。

本日のテーマについて意見を申し上げます。

下請という用語について、パートナーシップ宣言、サプライチェーン全体での取引改善が

推進されていること、また製造業を中心としていた制定当時とは異なり、サービス業に関する対象が追加され、適用対象取引を上下の関係で見ることが実態にそぐわなくなってきたことから、「下請」という用語は見直していただきたい。

例えば法律名を「委託事業者間の取引適正に関する法律」とし、「親事業者」は発注事業者、「下請事業者」は受注事業者とすることが分かりやすく実態を反映したものになると考えます。

二つ目は下請法の適用基準についてです。下請法の適用対象取引は、平成 18 年までは株式会社の設立に 1000 万円以上の資本金が必要だったこともあり、企業規模を表す基準として意識されていましたが、1 円以上の資本金があれば会社設立が可能となった平成 18 年の新会社法の施行以降、資本金に対する理解と認識は変わり、資本金区分だけで、発注者と受注者の取引関係を外形的に取り扱うことは、既に執行上の限界にあるといえます。

露骨と感じられるほどの、資本金の減資による下請法逃れ、資本金の増資要請による下請法外しは、決して看過できるものではありません。資料 16 ページの例にあるように、下請事業者の利益を保護しようとする法律の網をくぐり抜け、下請事業者の利益が守られない状況にあることは大変遺憾です。資本金を意図的・恣意的に変動することによって、下請法の適用を逃れることのないよう、適切な措置を講じていただきますよう、お願い申し上げます。その際、下請法の下請事業者の範囲が、中小企業基本法の中小企業の範囲に合わせて改正されてきた経緯を踏まえ、中小企業基本法の中小企業の定義をもって基準とすること、すなわち、基本法の従業員数を適用基準とすることが、中小企業にとって大変分かりやすく、また、中小企業を保護するという下請法の趣旨にも沿うと思います。加えて下請法や優越的地位の濫用の執行状況を見ても、勧告を受けた事業者の過半数が従業員 300 人を超えている実態を踏まえると、下請法の執行力強化という観点からも適切だと考えます。

型の取扱いについて、樹脂型は試作用に使われるなど、新製品開発に欠かせないものであり、特殊工具とともに、中小企業のイノベーションを支えるものです。下請法において金型と同様の扱いにすべきです。

また、型の維持管理について、実態調査において発注者が負担すべきという認識がそもそもなかったという回答が約 3 割もあるなど、根強く残る意識や長く続いている取引慣行を断ち切るためには、下請法に樹脂型や治具の無償保管を禁止行為とすることを明示していただきますようお願い申し上げます。」以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは皆様方から御意見等をいただければ幸いです。いつものように発言の順番は、恐縮ですが私の方から指名をさせていただきますので、指名後に発言をお願いします。若林委員、海内委員、岡室委員は途中退出と伺っておりますので、後半の論点についての御意見も合わせて御発言いただくということでも結構でございます。それ以外の方は、後半の論点は後半の説明の後にまた御意見を述べていただければと思います。それでは、加藤委員からお願いします。

○加藤委員

ありがとうございます。日本商工会議所の加藤です。

まず 2 ページ目以降の「下請」という用語についてですが、用語の見直しについて異論はございません。用語に関する受け止め方が変わってきていますので、それに合わせるということになると思います。具体的な用語は余り意識してないですが、政府は以前より取引の適正化に鋭意取り組んでおられますので、取引の適正化に関連した用語になるとよいのではと思います。

続いて 9 ページ目以降、下請法の適用基準についてです。昨日の報道にもございましたが、資本金額が事業規模を反映していない事例や下請法適用対象外となるように資本金をコントロールする事例があります。ここにはしっかり網をかけることが必要と存じます。新たな基

準について、新たな親事業者や下請事業者に対して、自分の地位を把握するために、過度な物理的、心理的な負担をかけてはいけませんし、取引に悪影響を与えないようにする必要があります。その観点から、取引依存度や売上高は、親事業者に把握されると不都合が生じるなど、心理的な負担を感じる下請事業者もいると思いますので、これらは避けた方がよいと思います。

資本金については、先ほどお話ありましたが、下請法回避の「いたちごっこ」になると思っています。

残りの従業員数基準については、負担の面では比較的少ないと思います。他方で中小企業への影響、中小企業基本法上の中小企業は、御存知のとおり資本金又は従業員ですし、その辺りの影響もありますので、一定以上の従業員を抱える企業が下請いじめを行っているのだという具体的な事実や、そういった実態を踏まえて検討していただければと思います。

支援策についてです。中小発荷主のときも申し上げましたが、新たに親事業者になると事務負担が生じますので軽減策の検討があればよいと思います。

また、支払サイトの短縮化が義務化され、資金繰りが厳しくなりますので政府系金融機関などによる資金繰り支援など万全の措置を行っていただければと思います。

あわせて前回も申し上げましたが、新たなルールの下、急に新たな親事業者となる事業者を一律に取り締まるのではなく、様子をみながらよく精査をしていただけるとありがたいです。

なお、何度も申し上げておりますが、根本的にはサプライチェーンの頂点企業からサプライチェーン全体に価格転嫁込みの十分な資金が早期に流れてくる必要がありますので、その環境整備をお願いします。下請の頂点の親事業者が、下請法の適用を受けない事業者から180日サイトの手形で支払を受けた上で、自身は60日の現金で支払うとなると資金繰りが非常に厳しくなるので、サプライチェーンの上流から資金が早期に流れてくるようにしていただきたいと思います。

最後の27ページ目以降の型の関係でございますが、是非、金型以外の型についても金型と同様の扱いにいただければと思います。運用基準につきましても金型の所有権がどちらにあるかという外形的な基準だけでなく、実態を踏まえて対応していただければと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは松田委員をお願いします。

○松田委員

前半の三つの論点について意見を申し上げます。

まず1点目の名称の問題ですが、私も名称の変更について異存はございません。名称を変えたからといって実態が直ちに変わるわけではないという御指摘はそのとおりでございますが、今回、取引のルールも含めて取引の当事者の意識を変えていくことを促すという意味でも、名称変更には一定の意味があると思いますので、賛成でございます。

2点目の下請法の適用基準について、先ほどから既に御意見として出ておりますとおり、資本金区分というものが、制定当時と現在とで事業者においての位置付けや考え方が異なってきていますので、現行にフィットした在り方として新しい基準を設けるといことには賛成でございます。脱法的な行為が現にみられるという指摘がある以上、変えていかなければいけないと思います。その際の基準としましては、様々に考えられるところではありますが、どれをとっても外形的になかなか明快ではないですし、どうやって確認するかという当事者間の実務上の課題があるとは思いますが、来月から施行されますフリーランス法でも従業員数をもって組織の規模を測るという基準が採られているということもあり、現行の中小企業の中小事業者の範囲を踏まえたと、従業員数というのは一つの有力な基準ではないかと思っております。300人程度でラインを引いて、従業員数300人を超えないものについては中

小事業者として取り扱い、それ以外のものについて発注者として義務を課すというのは一つの在り方であると思いますし、他法令を踏まえても、それがバランスのとれた在り方ではないかと思っております。

資本金基準に他の切れ目を入れるということも考えられるところではありますが、どこで切っても必ずしも全てを解決できるものではないというところからしますと、別の基準を設ける方が有効ではないかと考える次第です。

三つ目の金型の点でございますが、金型に限らず、金型についてこのようなルールが設けられた趣旨というものを踏まえまして、同様のもの、その素材が何であれ、趣旨が当てはまるものについては取り締まっていくということは適切な考え方ではないかと思っております。

また、二つ目のところでもありましたが、所有権は受注者に持たせてあげましょうという体裁をとっていたとしても、現実には、結局その管理処分する権限がないというのは確かに実態上あり得るところでございまして、これを本当に所有しているのかという問題もあります。所有権という形式基準にとどまらず、実態も踏まえて適正化を図っていくということは非常に重要な観点なので、この点についても賛成いたします。

最後に、下請事業者が更に自分の下請に無償で保管させてしまうという場合ですが、このような場合もそもそも発注者が自分の下請事業者に無償で保管させているということが問題ですので、その問題が消えるわけではないという意味では、発注者の問題ということで整理するというのは賛成でございます。他方で、パススルーした下請事業者が問題ないのかというのは、それはまた別論ではないかと思っております。間に入っている下請事業者を免責してしまいますと、無償保管を受けている事業者が自分よりさらに弱い事業者に押し付けるという行為をある種誘発することになりかねないと思いますので、そこは慎重な検討が必要ではないかと思いました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは渡邊委員お願いいたします。

○渡邊委員

私も幾つかの論点についてお話をしたいと思います。

最初のネーミングに関しましては、発注者と受注者の関係においては、例えば私どもも中小企業ではありますが、発注先企業について、協力企業という呼び方を徹底して行っております。発注事業者が小さな産業だと事業者というほどの名前もないので、普通に発注者と受注者でよいのではないかとと思っております。

二番目の下請法の適用の話ですが、そもそも先ほど日本商工会議所の加藤委員がおっしゃったように、製造業のサプライチェーンがTier4、Tier5、Tier6 辺りまで成り立つような構造をしておりますので、上の Tier2、Tier3 辺りは大手の企業となっています。サプライチェーンの中で、下請法の適用を受けない「上」との取引においては、いまだに長いサイトの手形を受け取りつつ、「下」に対しては、現金で払わなければならないとの要請を受けて、大変困っていらっしゃる事業者が実際に存在します。そのため、どちらかという、発注者と受注者の関係ということが本来の考え方からすると正しいのではないかと私は思っております。

規模の大きさではなく、中小企業の枠であっても、儲けることができる付加価値の創造ができる企業が存在している一方、規模が大きくてもそうではない企業もいらっしゃるかと思います。そのため発注者と受注者の関係においてというような見直しの仕方の方が趣旨に沿っているのではないかと考えます。

また三番目の問題に関しましては、私ども誘導加熱装置を作っており、金型に属するものとしては、例えば治具やいわゆるコイルというものもあり、ほかにも専用性が高いものがあるかと思います。現行の金型の取扱いの理由は、専用性が高いということだと思います。木型であっても金型であっても治具であってもほかに流用できるものであるならば、こ

ういった問題は発生しません。発注者専用の物であるにもかかわらず、発注者がお金を出さないとか、そのこと自体がまず見直すべき点ではないでしょうか。発注者専用の物の製造を依頼するのであるならば、当然のごとく発注者が対価を払うことが元々そうすべきであるという方向にお話を持って行っていただけることの方が望ましいのではないかと考えます。

その観点において保管費は当然のごとく、発注者の方達が払うべきである、となるのが一番正当な考え方ではないかと私は考えます。

これは後半の論点になりますが、例えばお客様の要望に沿った図面によって製造を行った場合であっても、図面まで持っていられることがないようにしていただくことが重要と考えます。よろしく願いいたします。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは続きまして仁平委員お願いいたします。

○仁平委員

御発言の機会を頂きましてありがとうございます。私の方は二つ目の適用基準の話と金型の話を御意見申し上げます。適用基準の話ですが、説明にもありましたように、下請法の適用を逃れるために、下請企業に増資を強要すること自体が優越的地位の濫用に当たるのではないかと考えております。

実際こういった相談や通報がどれぐらいあるのか分かれば是非教えていただきたいと思っております。そして、我々も聞いている話として、下請法の対象企業のみには価格転嫁を認めるという企業があるという話はよく聞く話でございます。例えばの話ですが、労務費転嫁指針などについて、独占禁止法、下請法に基づき、この中では厳正に対処すると明文化されているにもかかわらず、下請法は意識してしっかりやっていくが、それ以外はアバウトでもよいのではないか、といった現場対応が少なくないものだと思っております。

適切な価格転嫁を進めるためには、下請法の対象を拡大していくということについて、実際に一定の効果が期待できるのではないかと思っております。ただし、例示がありました具体策については、幾つか考えていかななくてはならない部分があると思っております。是非よく検討していく必要があるのではないかと思っております。

さらに付け加えさせていただきますが、今回の論点は前回の論点にも関わるかもしれませんが、下請法のカバーする範囲を広げていくということが大事だと思っておりますが、同時に、どの取引先とも適正取引をしないといけないという本来の趣旨、意識関係も含めて是非周知をお願いしたいと思っております。

二点目、金型の話でございます。傘下の組合からも話を聞きましたが、御説明のあった論点について、金型以外の型や治具も対象にすること、金型の無償保管の課題、いずれも今回提示されている問題意識、そのとおりだと思っておりますので、是非改善していただきたいと思っております。

また、今回御提示されている具体的な論点以外からも、我々が現場から聞いている金型に関する課題を二つほど御紹介させていただいて、報告書を取りまとめる際に、もし取り込めるものがあれば、是非検討いただきたいという趣旨で発言させていただきたいと思っております。

一つ目は、金型を納品させ、その金型を使って他社に製品の製造を委託するというケースも最近増えているとお聞きしております。完成した金型を利用して他社と新規取引を開始する場合、受注事業者には何の保証もないというケースも散見されるところでございます。この点について問題があると思っております。

そして、金型の作成に際しては、試作品を作った上で、最終的な金型を納品するわけですが、この開発に関する費用が、受注側の一方的な負担になっているというケースについて、下請企業の現場から何とかしてほしいという声があるのでお伝えしたいと思います。

もう一つは、金型の製造費用に関する支払遅延との関係ですが、金型を実際に納品した日

ではなく、発注企業による検収後のタイミングで本契約を結んで、その日をもって納品日という取扱いをしているところもあり、問題ではないかという声も聞いております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは高岡委員お願いします。

○高岡委員

どうもありがとうございます。3点意見を述べさせていただきたいと思います。

一点目の「下請」という用語の見直しについては大賛成でございます。皆さんここまでお話されたように、独占禁止法の優越的地位の濫用を簡便的に大と小という形に置き直して適用されているのが下請法です。そのため、大企業対中小企業という形で捉え直したときに、昨今、CSRやSDGsに取り組む大企業が各ステークホルダーと対等に意見を交換しながら企業価値を高めていく形で会社を経営されている中、ほとんどの大企業は今、「下請」という言葉を使ってないのではないかと思います。ほとんどが協力先企業や御協力先様というように、会社の資料も出されていると思いますので、私も「下請」という用語は使わない方がいいかと思います。

二点目の下請法の適用基準に関しましては、不当な減資等々を起こしていますので、新しい基準を適用するということに賛成でございます。対応例が11ページに書いてありますが、外側から見えやすい基準であるということ、本来どちらが優越しているかということを考えるに当たって、一番分かりやすい基準は取引依存度ではないかと思います。ただ問題があり、一つは外側から数字が見えないということ、もう一つは、これを開示した場合に、「うちに80%依存しているのであれば、さらに値引き要請をしてもいいのではないか」というように、ホールドアップ問題を引き起こしてしまうような基準になってしまいますので、本来であればこれが一番趣旨には合っていると思いますが、適用しない方が良いのではと思います。また分かりやすいところで、中小企業基本法でも使っている従業員数の基準がよろしいのではないと思う次第です。

三点目の金型については、私はこの分野について詳しくないのですが、例えば印刷産業においても、グラビア印刷でも昔の印刷でも「版」というものがあります。オフセット印刷のときはアルミの平たい版ですが、今はお菓子のパッケージやラーメンのパッケージ、こういうカラーの綺麗なパッケージを作るに当たってはロールの金型の大きな数十キロの版を使っています。それを、保管をさせられている印刷会社がおそらく多くいます。印刷業界は多重下請構造になっていますので、どこの階層の事業者が保管しているかは実態調査をしないと分かりませんが、そういったことがおそらく金型以外にもあると思いますので、それ以外のところにも目を向けて、きちんと適用されることがよいのではないかと思います。以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは小畑委員、お願いいたします。

○小畑委員

ありがとうございます。まず「下請」という用語の見直しの点でございますが、「下請」という言葉は、企業の中では使われておらず、別の言葉が使われていると思います。協力社など別の言葉が使われているのではないかと感じておりまして、法律の名前を変えることもさることながら、今の法律の中で親事業者や下請事業者という言葉も散見されますので、そういったものを含めてネガティブなイメージがなくなり、対等の取引であるという趣旨が貫徹できるように御検討いただければと思います。

その次の適用基準の在り方ですが、まず今の法律で言う親事業者、つまり発注者側が減資することで適用を逃れているということについては極めて問題が大きいと思います。本日の

資料 20 ページにもありますが、同じようなことで法人事業税の外形標準課税についても、資本金基準で切っていたところを、課税逃れをすべく減資をしている点について手当てがなされているというところで、資本金を減らしても資本剰余金の方に名前が変わるはずでございます。そういう意味で、資本金と資本剰余金を合計した金額で見ていく考え方が既に確立しており、その意味では減資対策はおそらく穴を塞ぐことができると思っています。一方、受注者側につきましては、その他の法律の関係もありますので、非常に難しいところもあります。また、外形的に見て何が分かりやすいのかというところもありますので、こちらも増資要請等がないように手当てをしていただければと思います。

三点目の金型でございますが、本日の資料 28 ページにありますように、元々製造する製品と密接な関連性がある転用の可能性がないものについて対処するというものであったわけですが、金型に特化して制度が作られておりますので、元々の趣旨に立ち返り、金型でない木型、樹脂型、治具などを含め、漏れがない形で、本来の制度の趣旨が貫徹できるようにしていただければと思います。

また、金型の無償保管に関しては、発注者側に所有権がある場合の考え方は今でも下請法運用基準で記載されているわけですが、受注者側に所有権がある場合について何らかの手当てが必要だと感じておまして、発注者側の理解がない限り廃棄できない場合には発注者側に一定の指図権があると考えられます。そういった場合は、実質的に発注者に所有権があるとみてもよろしいのではないかと思いますので、下請法運用基準にそういったところをしっかりと書き出していく対処が必要ではないかと思います。以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。それではオンラインで御参加の多田委員、どうぞお願いいたします。

○多田委員

多田でございます。既に委員の皆様方の御発言がありましたので、新たなこともないのですが、何点か考えたことを申し上げたいと思います。

まず一点目の名称についてですが、かつては「名は体を表す」というとおり、実態と法律の名称が一致していたように思います。その後の法改正により、下請法の適用対象が広がるとともに実態とずれてしまっているということがあると思います。やはり言葉が与える印象もありますから、既に行われた調査の結果も踏まえて、変更することが望ましいと考えます。もう一つは、これも既に御発言がありましたが、親事業者という言葉の持つ語感について、「親」があればその反対で「子」があるということになります。そうすると、仕事を与えてやる立場の親事業者というようなニュアンスもあろうかと思います。ついては、下請法という法律の名称だけではなく、親事業者、下請事業者という用語についても見直しが必要ではないかと考えます。

二点目の適用基準につきまして、当初、現行規定では資本金基準に穴があるので、この穴を埋める必要があると思っていました。しかしながら、結局のところ基準を変えても「いちごっこ」となるおそれがあり、事業者が新たな基準に応じて資本金を変えてしまうということになれば意味がなくなるかと思っています。そうであるとすれば、資料 11 ページにあります、資本金変更行為への対応を考えた方が有効ではないかと思っています。もう一つ、基準についても先ほど御意見がありましたが、取引の実態に着目するのであれば、取引の依存度になるかと思っています。取引の依存度は、優越的地位の濫用規制も含め、下請関係における本質的なものではないかと思っています。

ただ、取引の依存度は資本金や売上高、従業員数という、見て分かりやすいという外形的な基準ではないということ、あるいは機微に触れる情報ということもあるかもしれませんので、どのような形で取引依存度という情報を収集するのが課題かもしれません。この辺りの課題を克服できるのであれば、下請取引の実態により着目したものが取引依存度ではない

かと思います。

三点目の金型については、実態とずれているところがあるようですから、必要な手当てをすべきだろうと考えます。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは続きまして岡室委員お願いいたします。

○岡室委員

先ほどから様々な意見が出ていますが、私からも少々申し上げます。

まず「下請」という用語の見直しですが、そもそも御説明ありましたように元々下請法は、弱者保護といえますか、いじめられている存在を保護するためにできた法律と理解しておりますが、時代が変化し、またそもそも「下請」と呼ばれることに対して当事者が納得しない、嫌だということであれば、実態あるいは時代に合わせた見直しは基本的に賛成です。そもそも親事業者という用語を私も以前から不適切だと思っていまして、例えば親企業という子会社との資本関係があるわけですが、親事業者の場合は取引上の地位ということであって、資本関係に必ずしも関係ありませんから、そもそも親事業者と呼ぶ時点で力関係、上下関係があるような感じです。そのため、これを変えることには基本的に賛成です。ただ、代わりにどのような用語が適切か、どのような用語を使うかということも今後併せて議論すべき事項かと思います。

例えば現状では、多くの企業では「協力企業」という言い方がされています。これについては、例えば不公正な取引のときにそれを隠すような、協力企業だからなんとか上手くやっていますよ、となったら困るので、それであつたら下請の方がまだましかと思いますが、先ほど言いましたように受託・委託関係、あるいは発注・受注関係というのは客観性がありますから、受託や受注企業というように変える方向で御検討いただくことがよいと思います。

二番目の法律の対象事業の定義ですが、基本的に資本金基準だけに頼っている在り方に問題があるという点では他の委員と共通の認識です。おそらく当初から資本金基準が使われていたのは、資本金が比較的安定して、しかも情報を得やすい規模指標であるからだと思います。ただし、元々資本金は企業の規模の変化、あるいは成長を十分に反映しません。従業員数等はどんどん変化しますが、例えば中小企業がどんどん大企業に成長しても、資本金が売上や従業員数と合わせて同じようにどんどん大きくなることは必ずしもありません。最近、資料の事例にもありますように、資本金の大幅縮減の例もありますので、私は資本金基準を残すとしても、これだけに頼ることはやめて、それこそ中小企業基本法と同じように、従業員数のような別の規模基準を併用して考えるということが重要ではないかと考えます。

また取引における関係性を議論しておりますから、その点では取引依存度というのは重要な指標ですが、元々取引依存度は優越的地位の濫用の判断においても、重要な指標であり、本来、優越的地位の濫用の議論では十分に判断できないことがあるので一律の規模基準を使って下請法を適用するということがありますので、やはり規模基準としては資本金以外の従業員数のような基準を併用することがよいと思います。また、取引依存度は先ほど別の委員もおっしゃっておりますように、客観的、継続的な把握が困難であるということもあります。定義も困難です。そういう意味では、取引依存度は重要な指標ではありますが、やはり規模基準を充足すれば、資本金に加えて、従業員数のような別の把握しやすい規模基準を併用することがよいと考えます。

もう一つ金型の話ですが、金型以外の治具や木型の話もありましたが、基本的に金型のその他の型や治具もそれがほかに転用できず、他の取引先には少なくとも価値がないという点では、関係の特殊さ、あるいは取引の特殊さ、これを持っている人がその取引にロックインされ、相手の言いなりになってしまうというホールドアップ問題が生じるおそれがあります。それがあつと、必要な取引が円滑に進まないということもありますので、そういう点では金型も他の型や治具であつても関係の特殊さという点で変わりはないので、同等にみて対応す

べきということに賛成です。

また取引先から長期的な管理・保管を要請されることや、それに対する管理の費用が払われないというのは、これはどちらに所有権があるとしても、私は取引の公正という点では非常に問題があると考えています。発注者側に所有権がある場合は、これは受注者が使用者であっても、当然保管料は契約によってもらうべきだと思ひまして、受注者側に所有権がある場合も、所有権とはそもそもいつまで保管する、廃棄するかを決められることが所有権の定義ですので、これも中小側の利益に応じてそういった保管や廃棄の費用の授受はあつてしかるべきだと思います。

ただ、ほかの企業にない、ほかに代えがたい特別な型、重要な型を持っているということ自体は、その下請企業側の競争優位になり得るものです。そのため一律の規制は難しいですが、いずれにしても所有権に応じた対等な、あるいは公正な契約による、必要に応じて管理料を支払うような関係の構築が重要であると考えます。

○神田座長

どうもありがとうございます。それではオンライン参加の沖野委員、よろしくお願いいたします。

○沖野委員

ありがとうございます。沖野でございます。私は第一の点と第三の点について申し上げたいと思います。

第一の点の呼称や名称の点であります、「下請」という用語につきましては、例えば克服すべき問題事象を明らかにするというような意味合いを与えることもあるいは可能なものかもしれません。しかしながら、御提案のように違う表現にすることが適切であろうと考えられます。これも既に言われていることですが、理由としては3点ございます。

一点目は、法律が規律する内容が、既にその法律の名称と合わなくなっているということがあるということです。二点目としましては、取引の現実の用法ともまた合わないということで取引実態に対応した言葉になっていないという点がございます。そして三点目は、言葉というものが意識を規定するという面がありますので、こういう3点の理由から変更することが適切だろうと考えております。

分野が違う話ですが、念頭に浮かびましたのは特定商取引法です。この法律は元々訪問販売等に関する法律ということで訪問販売法というものであったわけですが、対象とする取引態様を拡大していくことに伴い、訪問販売だけではないということで、現在は特定商取引に関する法律となっております。こういったものも参考にして、現在の規定の内容からしますと、例えば法律の名称につきましては、代金の支払だけではないということはもう「等」で表されていますが、よりこの法律関係として規律している内容に合わせるならば、特定業務委託適正化法や、特定業務委託に係る取引の適正化法といったように、「適正化法」というような形にしてもよいのではないかと考えました。

また親事業者、下請事業者という用語につきましても既に御提案あったところですが、例えば特定業務委託事業者、特定業務受託事業者、長すぎるようであつたら委託事業者、受託事業者といったことが法律の用語とも合うのではないかと考えております。

また下請代金につきましても、受託代金や、あるいは長くてもよいようでしたら業務委託契約代金、あるいは端的に契約代金、そのような用語が考えられるのではないかと思います。

次に金型の話でございます。スライドの28ページに関わる事項でございますが、特に二点目につきまして所有権の所在によって結論が異なるということは、やはり理由がないと考えております。発注者側に所有権がある金型を長期間無償保管させるということを実際上強制するという部分については、自らの所有物について無償での長期の保管サービスという利益を得る一方で、この受注者側については、そのような役務提供を実際上強制させられるということになりますので、片方の利益、片方の不利益ということがあつては、受注者

側に所有権があるという場合につきましても、既に何人かの方から御指摘あったところですが、所有物であれば自由に使用収益処分ができるところを、その自由な使用収益処分ということについてのコントロールを発注者側に持たれている、あるいは与えることを余儀なくされ、その部分を今度は受注者が奪われているということになりますので、見方によっては受注者の方に所有権がある方が、所有権があるにもかかわらず、その実質的な部分を放棄させられている、相手方に与えさせられているという点では、むしろこちらの方が問題が大きいとさえも言えると説明できます。いずれにせよ、所有権の帰趨によって規律が大きく異なるということは適切ではなく、同様に、受注者に所有権があろうと同じような規律をこの場合ではかけていくべきではないかと考えられます。

またそういうことであれば三点目も自らが保管するという場合と、自らの委託先に保管をすることをさらに事実上強制させられるという点では変わりはないと考えております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは対面で御参加の中島委員、よろしくお願いいたします。

○中島委員

関経連の中島です。よろしくお願いいたします。3点申し上げます。論点1の「下請」という用語の見直しについてです。基本的には下請法につきましては平成15年の改正以降、対象取引はソフトウェア開発等の分野まで拡大しており、時代の趨勢等を踏まえたと、基本的には下請事業者は協力的なパートナーであると認識すべきであると思います。双方に納得感のある適切な用語への見直しは必要だと考えております。

またその際は、誤解を生まないような用語としていただくのみならず、関係法令やガイドラインなど、混乱が生じることがないように各業界に対する丁寧な説明が不可欠であると考えます。

論点二つ目です。下請法の適用基準についてです。下請法につきましては元来、簡易迅速に取引の公正化を図ることを目的とするものでございます。客観的で透明性の高い基準である資本金の額をもって下請法の適用範囲を定めることにつきましては、ある一定の合理性があるものと考えます。下請法の適用基準としましては他の基準についても付け加えることにつきましては、取引当事者の予見可能性を下げるのが危惧されます。下請法調査への対応も複雑化し、かえって簡易迅速な処理も妨げになることが危惧されています。したがって、基本的には、資本金の変更行為の対応で、そして画一的な資本金基準により生じる弊害につきましては、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制の対象とするなど慎重な検討が必要だと考えております。

三点目の論点でございます。型の無償保管に係る課題についてです。下請事業者がコストの適切な転嫁を行うためには、発注事業者との取引において透明性を確保することが重要であると思います。その観点から申し上げます、金型等の所有権が発注業者と下請事業者のどちらであろうとも、持続可能な取引関係の維持に向けて、金型等の管理に関するコストを見える化し、適正な取引を促すことが確実であると考えます。この取引を進めるには、企業による努力だけでは限界があると考えておりますので、下請法運用基準の改定、そして業界ごとの運用基準の策定、そして好事例の紹介等、取組への支援サポートが重要であると考えております。以上、3点申し上げます。よろしくお願いいたします。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは対面参加の渡部委員、お願いいたします。

○渡部委員

ありがとうございます、全国商工会連合会の渡部でございます。まず、「下請」という用語の見直しについてですが、既に御意見が出ているところでございますが、制定当初と時代が変わり、今の実態に合わなくなっているということを踏まえまして実態に合わせた見直しというところは特段問題がないと思っております。ただ用語を変えただけでは商慣行がしっかり変わっていかないというのでは意味がないということでございますので、ふさわしい用語に見直すことをもって、更なるコンプライアンス意識の醸成、中小・小規模事業者まで価格転嫁がしっかりと進んでいくような新たな取引慣行の定着、推進のための材料といった、きっかけにしていいただければと考えます。

それから二点目でございます。適用基準の論点についてですが、現行の資本金基準において、意図的に適用を逃れている実質的に規模の大きな事業者というところをしっかりと捉えられるような仕組みに変えていっていただきたいということを申し上げたいと思います。その上で、基準の検討に当たりましては資料に御記載いただいておりますとおり、安定性、明確性というところをしっかりと確保する必要があると思っております。ここに例示をいただいております基準のうち、取引依存度そして売上高については年によって大きく変動するものでございますし、この部分については下請側の実情を明らかにするようといった要求を求められる性質のものでございますので、かえって親事業者側に都合よく交渉材料に使われてしまう懸念もございますので、追加基準としては難しいのではないかと考えます。

また現行の資本金基準は、こちらに新しい資本金の区分を設けるというところにつきましては、結局のところ「いたちごっこ」になるのかなという印象を受けております。したがって、現行の資本金基準が中小企業基本法の範囲に合わせて措置をされてきたという経緯を踏まえましても、従業員数というものが違和感なく比較的円滑な運用が可能になるのではないかと考えます。

それから三点目でございますが、金型以外の型の取扱い、あるいは所有権がどこにあるかの取扱いでございますが、いずれにつきましても下請事業者が負担を強いられることのないように明確に規定をしていただきたいということでお願いできればと思います。以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは滝澤先生、よろしくお願いいたします。

○滝澤委員

滝澤です。ありがとうございます。他の委員の先生方から既に多くの御意見が出されておられ、私の意見とも重なる点が多くなっておりますので、簡潔に3点申し上げます。

まず、第一点目の「下請」という用語の見直しにつきましては、既に他の委員の先生方がおっしゃっているとおり、私も賛成いたします。同時に、これも他の委員の先生方がおっしゃっていましたが、資本関係もないところで「親事業者」という言葉使いにも違和感がありますので、こちらの変更が望ましいと考えます。それから沖野先生が指摘されましたとおり、この法律の名称も、制定当初は支払遅延が問題の中心であったと思いますが、現在は取引の適正化全体が問題になっているわけですので、それに相応しい名前が望ましいと思います。その際に、近い法律であるフリーランス法などに鑑みますと、正に沖野委員が御提案されましたような法律名称になることが想像されるわけですが、しかしながら内容を端的に表す何か分かりやすい略称があるとよいと思います。この点、フリーランス法というのは、比較的分かりやすい良い略称だと思いますが、本法については、略称が下請法になってしまうと意味がないので、工夫していただければと思います。下請法という略称は、法律の意味するところはすぐに伝わるという側面があることは確かであろうと思います。

第二点目についても、他の委員の先生方のおっしゃることに賛成なのですが、優越的地位の濫用の本来の趣旨からしますと取引依存度、また取引関係を考えますと売上高などの基準が魅力的ですが、既に御指摘ありましたように、取引依存度は算出が難しく、売上高も変動

があるということだと、従業員数を使って脱法行為に対応することが現実的ではないかと思っております。独占禁止法上課徴金を課すときに軽減算定率が適用される中小企業の定義を見ると、課徴金制度も簡明性が求められているわけですが、そこでも同じように資本金と従業員数という組合せを採っており、中小企業基本法も同様ですので、これに合わせることは一つの考え方かと思いました。

金型の点ですが、こちらも含めることには賛成です。基本的に取引関係を通じて同種の不利益を与えるのであれば同列に扱うのに違和感はありませんし、所有権の所在で扱いを分けることはむしろおかしいと思います。元々の趣旨に立ち返って、金型に限らず同種の不利益を問題にしてはどうかということもそのとおりだと考えております。

一方、保管の役務を提供させているということだと、それだけ取り出しますと役務提供委託になる、その役務提供委託自体は、自家使用役務は除外しているということですので、その辺りの整理をうまくするというのも、どこまでできるか分かりませんが、今回はここを広げるということによいのかもしれませんが、本質的には全体的に整理して考えていければよいように思っております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それではオンライン御参加の海内社長お願いいたします。

○海内委員

発言の機会をありがとうございます。皆様と同じく重なる部分があるので、その部分は手短にということで4点発言させていただければと思います。

まず一点目のネーミングに関しては、皆様と一緒に改正に賛成です。既に大手企業様もパートナーや同じく協力メーカーさんという言い方によって変わってきておりますので、パートナー企業ないし協力メーカーなどという形で一緒に協力して物事をやっていくというような立ち位置での変更の方がよろしいのではないかと思います。

続きまして、下請法の適用基準等ということでここは二つ申し上げられればと思いますが、まず一つは基準として更に追加するということは明確で分かりやすいですが、きりが無いということで私の原体験から、やはり正直、かなり手形サイトが長くて下請法の話かつ振興法の話の前提に交渉したことがあります、はっきり購買担当者の方から下請法に当てはまっていけないのでと正に逃れられた原体験があります。捉えやすくすることは確かに良いですが、結局逃れが続くのではないかと懸念を原体験から感じるもので、渡邊委員がおっしゃっていたと思いますが、本来の取引というところに立ち返り、一つ一つの取引に対してどうなのということで本質的なことを前提に交渉が対等にできるということ、是非取りまとめる事務局の皆様が是非発信して検討していただければと思います。

適用基準に関しては、資本金区分というところですが、12ページの資本金の3億超の親会社に対してと、もう一つのレイヤーの1000万円超3億円以下の二つあります。弊社はちなみに資本金2千万円であり、この研究会でも皆さん支払手形の基準を短くする、現金に変えるという議論を行っていただいておりますが、車関係の分野以外でも私の方は通信関係の仕事もしており、まだまだ30日60日というのは難しい状況であるので、お金の流れの一番始めである大手からは是非率先して変えていただかないと、この下側のレイヤーがこれに同じく適用されるというのは非常に難しいことは課題として挙げさせていただきます。

金型に関しまして弊社は板金プレス加工メーカーでして、正に現在進行形で交渉している状況です。サブ的な課題ですが、返却や廃棄の費用をどちらが負担するのか、という点が大変問題になっております。運送費用もかなり高くなる場所、費用はどちら持ちだといった話が巻き起こっており、もう一つは、長年放置された金型を今からお金を払うから保管してほしいといった時に、型の老朽化に対応する費用の負担をどうするのかというところが実情的に私が対峙している課題のため、共有させていただきます。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは、郷野委員よりお願いいたします。

○郷野委員

発言の機会をありがとうございます。私からは3点申し上げたいと思います。

まず一点目が「下請」という用語についてですが、一般消費者の感覚として申し上げますと、下請という言葉ではなくて、パートナー、協力関係、対等な立場というような感覚が主流ではないかと思いました。今の社会情勢に合った用語に変えていく方がよいのではないかと感じております。

それから二点目は型取引についてですが、御説明資料の中からも読み取れますが、受注者側に不利益が生じていることは感じましたので、そこに対しては何らかの手当てが必要であろうと思いました。

その上で受注者側が負担している管理コスト等が適正に価格転嫁されていく場合に、その価格形成のコストの中には目に見えるものだけではなく、保管費用等も含まれていることを明確にしていく必要があると思いました。

もう1点は質問ですが、下請法違反の勧告を受けた事例ということで、6件ほど御紹介されていますが、なぜ分かったのかということと、通報のようなことがあったのかということ、その場合の情報提供者及び下請事業者はきちんと保護されているのか、不利益を被るようなことはなかったのかということ、もし分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○神田座長

ありがとうございました。仁平委員からも類似の御質問がありまして、最後にまとめてと思いましたが、強く御質問があったように受けとめましたので、もしよろしければ事務局から回答をお願いします。

○公正取引委員会 亀井課長

まずは仁平委員からの、下請法を逃れるために増減資する事例を把握しているのかどうかという御質問でしたが、個別の事例についてはお答えできないので、今ここで御紹介したようなお声があるということは聞いておりますが、何か我々が法律を運用する中でどうかというのは差し控えさせていただきます。郷野委員の端緒に関する点は、個別の事例なのでお答えはできませんということですが、情報提供者に不利益があるようなことはしておりませんので、そこは御安心ください。あと一点だけ補足ですが、滝澤委員から、金型を保管させるのは自家使用役務との関係でどうかという御指摘がございましたが、ここの論点は製造委託のときにさせるということなので、下請法の対象取引のうちに入るか入らないかということではなく、下請法の対象になった製造委託の取引において、製造委託の対象物の製造に必要な金型を保管させているというケースを想定しているので、法律上は「不当な経済上の利益の提供要請」の違反行為の方で読まれると理解しています。

○中小企業庁 鮫島課長

補足で、下請逃れをするような行政の対応がどれくらいあるかという点です。亀井課長と同じようにアンケートや正式な勧告ということではないですが、私も4件聞いておりまして、一つは印刷、もう一つは自動車、もう一つは化学です。業種としては、世界的な大企業もあれば中小企業もあるような、サプライチェーンが長い業界ということで、ここから先は私の推測も入っていますが、下請法の対象となる取引と対象とならないような大企業との取引、これが混在しているようなサプライチェーンでそういう下請逃れを要請する、若しくはするというインセンティブが強いのではないかと考えております。ダイレクトではないですが参考情報ということでございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。それではオンラインで御参加の若林委員どうぞお願いいたします。

○若林委員

ありがとうございます。それでは私も重なる部分が多いですが、短くしながらお話させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず下請法の名称についてですが、下請法の対象が必ずしも用語の本来定義であることや、あるいは実態と合わなくなっているということから変更ということについては方向性について賛成でございます。

一方、下請法という名称が広く現在の社会に定着しており、例えば下請法違反で勧告というような報道がされたような場合に、そのニュースを受けとめて、こういう行為をしたんだということが、割と容易に想像できると、そういう状態に現在なっていると思いますので、このような中で下請法という名称を別の名称、特に一般的な名称にした場合に、先ほど述べたような評判効果、社会へのインパクトというのでしょうか、そのようなものが若干落ちるのではないかという懸念もございます。そのために先ほど滝澤先生もおっしゃったような、なるべくキャッチーな、うまい略称をつけると同時にアドボカシーの充実が必要と思っております。

下請法の対象の基準についてですが、資本金だけでは基準に合わないケースがあるということを理解いたしました。何らかの形で、現状ではその網から漏れてしまうような事業者を救うことは必要と思っております。ただ、余り煩雑になると逆に両当事者に負担になることもございます。特に例えば、現状の優越的地位の濫用事案などでの取引依存などの査定はなかなか難しいと聞いておりますので、双方に余り負担にならないような方法があれば、新しい基準を取り入れる必要があると思っております。資本金の変更行為については先ほど若干言及がありましたが、うまくこれを規制することができるかどうかということについてはまた検討が必要と思っております。多田委員の御意見に賛成です。

金型につきましては、金型以外の型を含めるということは問題ないと言いますか、むしろ遅すぎたというのでしょうか、様々な原材料の多様性が進んでいる中、それは当然かと思っております。

また本日先に失礼するということで神田先生に御配慮いただきまして、この後の二つの論点についても簡単に意見を申し上げます。

まず知的財産ノウハウの取引適正化につきましては、実態調査の結果を踏まえてガイドラインの見直し等を行うという方向性に賛成でございます。

またその他の下請法に関する論点につきましては、特にサンクションの点ですが、もちろん違反を抑止するために強化をするということが望ましいという御意見も当然あるかと思いますが、他方で優越的地位の濫用の事例で、課徴金が課されるようになってから重くなってしまったというのでしょうか、機動性が非常に低くなってしまったという印象を持っております。実際、事案の確定までも時間がかかってしまうということもあります。そのためなるべく軽いというか、すぐに適用できるという現在の状況を維持するという観点からすると、従来のままでもよいのではないかと思っております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは会場御参加の原委員お願いします。

○原委員

どうもありがとうございます。既に多くの先生方からコメントがございましたので、簡潔に意見を申し述べさせていただきます。

主に下請法は、範囲が限定的で執行が簡易迅速だという特徴がありますので、その観点から論点の一点目と二点目について発言したいと思います。

一点目の用語の変更についてですが、意識付けの問題や取引実態に合っていないということからしますと、変更するという事に異存はございません。ただ、先ほど若林委員からの御指摘がありましたように、既に浸透している用語ではありまして、その用語を使ってコンプライアンス体制等が構築されているところもありますので、それに代わる何か略語があるとよいなということについて他の先生方と同意見でございます。

また二点目の基準のところですが、下請法の適否の判定が、下請法のコンプライアンスの実務では一番大変のようでございます。資本金要件と取引類型の二つの観点から判定が必要なのですが、法務部の方だけではなく、取引を担当する担当者まで考え方を浸透させることに、かなりの労力を割かれていることが実態ではないかと思えます。対応状況について伺いしてみますと、資本金額はホームページ等で開示されていないこともあり、現状の資本金要件でも明確でないことがあるということですので、それに加えて何らかの実質的な要件を加えるとなると判定がさらに煩雑になるのではないかとこのところを危惧しております。例えば従業員数というアイディアが出ておりますが、従業員数も外からは分からないですし、変動があります。また、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用を考えてみても誰が雇っているか、何をもって雇用とするか、などなかなか判断が難しいところがあると思えますので、その辺りへの対応が必要かと思えます。実質的な基準を導入するとすれば、明確な判断ができるようにする必要があると思えます。その観点から問題行為にどう対応するかということと考えますと、まず親事業者側からすると資本金を下げることで下請法の適用を逃れるということですが、親事業者にとっては自分の従業員数等は把握できる一方で、下請事業者側のことは分からないということから、親事業者側だけにその従業員数等の実質基準を見るというアイディアが可能なのかどうかということは御検討いただきたいと思っております。

下請事業者側に資本金を変更させることについては、優越的地位の濫用の弾力的な運用や、あるいは下請法の行為類型で何らかのカバーをすることで対処できないかと考えております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。鈴木委員何かございますでしょうか。

○鈴木委員

もう皆さん大体おっしゃったことで、名前は変更した方がよいと思えます。また、下請というのはいけなくて、受注発注取引全般なので、サプライチェーン全体を同じ枠で捉えるしかありません。その中で優越的権利をどこで使っているかということは資本金や従業員だけでは見えないはずなので、見えないというのは変ですが逃れる人がいるので全てです。上から下まで全部を契約ベースで、その契約のひな形のようなものを私たちが出してあげる、それは金型も同じで、先ほど渡邊委員からもありましたが、専用仕様と、専用ではない場合があります。後者の場合は、受注者側は転用しているわけですから、そこに対して全て発注者側というのはあり得ないので、その辺りは分けて原則発注者だが、場合によっては受注者が負担することもあり得るというような法律になるだろうと思えます。その場合の契約のひな形は誰がその保管費用を払う、どのようにするかを書き込んでいるものがひな形ですので、そこから大きく外れたものは何らかの声が上がったときに対処できるのではないかと思います。事前説明のときも話しましたが、私達は大企業と思われるかもしれませんが、私達も、Tier2、Tier3 の立場で、上の階層と取引する場合には大変なことをしています。全く受け入れてくれないことは山ほどあります。それは同じです。取引相手が弱いところだから、ここだけ受け入れないなんていうことを考えない。サプライチェーン全体で当たり前のことを当たり前のようにやるということを決めていただけるとよいのかなと思っております。以上

です。

○神田座長

どうもありがとうございました。本日御参加の皆様全員から御発言いただきまして、非常に貴重な御発言をいただきましてありがとうございました。それでは事務局から追加でコメント等ございましたら、お願いいたします。

○公正取引委員会 亀井課長

ありがとうございました。名称については皆様変えようと、ただ、良い名前考えるように、ということとはなかなか難しい宿題を頂いていまして、工夫をしたいと思っています。

また、基準については今の基準が不十分な点があるというのは、おそらく共通の理解であったと思いますが、どうするのかということについては様々な御意見があったと承りましたので、今日のところはそのような問題があるので、それについて何か考えないといけないということで、事務局の方でも預からせていただきます。それについてどうするのかというのは事務局の方でも考えさせていただければと思います。

型についても、今のルールをもう少し精緻化することについてはほぼ御異論がなかったもので、もう少し具体的にどういうものができるのか考えたいと思っています。

○神田座長

ありがとうございました。

○中小企業庁 山本部長

恐れ入ります中小企業庁の山本でございます。中小企業の保護と下請代金法との関係について1点補足させていただきたいと思います。

まず私ども中小企業基本法で中小企業という日本経済を支える大切な存在ということで政策支援の対象にしているということになっています。そこに対する政策支援については例えば生産性向上といったテーマを絞り対象を絞り、いかに有効になるかというところに知恵を絞っているというような状況でございます。

この中小企業基本法に基づく定義というのは、今お話に出ましたように、資本金と従業員と両方で規定されておりまして、「又は」で定義しております。更に伸びゆく企業として、御支援をするというような立て付けになっておりますということをまず申し上げた上で、この下請代金法との関係であります。事務局の冒頭の説明にありましたように制定当初はおそらく発注事業者が大企業、受注事業者が中小企業者というような構図になっていたと思います。しかし、その後の経済の発展によりまして、現状下請代金法におきましても、この下請事業者として保護されない中小企業基本法の定義に当てはまる事業者がおられますし、親事業者として規制の対象になる中小企業基本法に基づく中小企業に該当する企業が出ておりますということです。この辺りを踏まえて中小企業の保護と下請代金法はシンプルな重なりというよりは、委員の皆様から議論の中で出ましたように、取引の優越性というところで様々な下請代金法によって守られるべき人を守ろうということを私ども運用対応してきた経緯です。この点について、中小企業基本法を所管する立場として、補足をさせていただきました。

○神田座長

どうもありがとうございました。一点目と三点目は余り御議論がなくて、基準のところは今、おっしゃっていただいたように、今のままで良くないと具体的にどのような基準を入れていくのかは幾つか御意見を具体的にいただきましたが、なお事務局で詰めていただくという感じでございます。私も実は名称については夢があり、是非サプライチェーンにおける取引の適正化に関する法律にしてほしいですが、最近「特定」や「等」といった用語が法制

的な面で入りますので最後はそのような名称になるかもしれません。いずれにしても見直しはこの後事務局の方でさせていただこうと思います。

三つ目の金型関係を含めて三つの論点とも事務局の資料の方向に皆さん御賛成いただいたと思います。ありがとうございました。

(4) 事務局説明（知的財産・ノウハウの取引適正化、その他の下請法に関する論点について）

○神田座長

それでは後半部分の事務局説明をしていただく前に、先に御退席される岡室先生から御発言という形で御意見をいただけないでしょうか。

○岡室委員

はい、岡室です。簡単に知的財産のところを私から意見を申し上げます。この点に関して特に専門的知見が多くないのですが、知財の方に関しても様々なトラブルあるいは取引先企業側の様々な強要の事例がみられます。これについては既に実態調査もあり、更なる調査に基づくガイドラインの作成に賛成いたします。

その他幾つか論点ありますが、まず勧告等に加えて罰則等の導入もあります。それに私は基本的に異論ありません。ただ、先ほど別の委員からもありましたように、罰則を実施する手続におそらく時間もかかるので、ほかの総合的な手段があれば、それも併用していくということを考えます。

また遅延利息の問題があります。これを減額にも適用する話ですが、この拡大は私が法律的な知見が少ないので、こういったことが法律的に問題ないか専門家の意見を伺ってから考えたいと思います。

また既に違反行為が行われていない、終わっているときに後から勧告するかどうか、これはもし今後できないと、もうやめたからよいでしょうとなってしまいますから、これは是非終わっていてもしっかり勧告するという事に同意します。

最後の電子的な契約書面の交付や取引書面、デジタル通貨の支払といった技術の進歩がありますので、迅速な取引ができればこういったことに柔軟に対応すればよいと思いますが、例えば発注側がこれを強制して、受注側はこれを嫌がると、逆もあるかもしれませんが、このように双方が合意できない場合は当然強要できないので、飽くまで当事者双方の合意があればとみるべきだと思います。ただよくあることかもしれませんが、合意しても実は一方的に強要があるかもしれませんので、そのところは何かの注意、予防的な措置が必要かと思います。以上、先に申し上げさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神田委員

ありがとうございます。それでは事務局からの御説明をお願いしたいと思います。知的財産・ノウハウの取引適正化、その他の下請法に関する論点、これらについて御説明をいただきます。なお、事務局説明に続きまして日商の加藤委員から知財の取扱いに関する問題点についての御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○公正取引委員会 福井係長

公正取引委員会企業取引課の福井と申します。知的財産・ノウハウの取引適正化について御説明申し上げます。

まず御説明に入る前に今回の研究会のテーマが優越的地位の濫用規制や下請法についての話ですので今回の資料には掲載しておりませんが、知財ガイドラインや流通取引慣行に関するガイドライン、共同研究開発に関するガイドライン、パテントプールに関する考え方等の公正取引委員会としての取組は別途しておりますので、その旨最初に申し添えておきます。

資料 41 ページ、まず下請法と知的財産の関係と申しますと本当は知財権やノウハウを考慮すると本当はもっと高い価格なはずなのに、対価に比して著しく低い価格を設定する話になりますと買いたたきの問題となり、例えばノウハウや知財の結晶である設計図面やレシピを無償でよこせという話になると不当な経済上の利益の提供要請といった問題になろうかと思えます。

近年の公正取引委員会の取組として、令和元年に製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした実態調査を行っており、製造業者 3 万社に対してアンケート調査などをいたしました。こういった事例が報告されたかと申しますと、42 ページの丸の二つ目になりますが様々な事例の類型が上がっているところでございます。この類型を、現時点の下請法運用基準なり、優越ガイドラインにどのぐらい網羅できているかと申し上げますと、非常に限定的になってしまっているということが分かるかと思えます。網羅できていない部分については 43 ページ以降になりますが、例えば秘密保持契約や目的外使用禁止契約なしで取引を強要されることや、一方的な工場見学を強要されるなど、最後ですが知財訴訟になったらそちらで全部対応させるといったような問題等々が上がってきているところです。この現状の運用基準や優越ガイドラインの範囲が限定的になっているものもあり、運用基準においては、46、47 ページに具体的に記載しておるところですが、知財については、情報成果物作成委託に偏った記載になっているということがお分かりになるかと思えます。別途、執行の問題もございまして直接的に知財を取り上げた執行はなかなか上がってきていない状況でもございますので、書き方も工夫して検討していくべきだろうと思われます。

以上のような問題点を踏まえ 41 ページになりますが、製造業以外の業種も含めた実態調査を今一度行うべきではないか、そしてその結果を踏まえ、ガイドライン等の見直し策定を行うべきではないかといった問題提起をさせていただいているところです。知財については以上になります。

○神田委員

どうもありがとうございます。それでは次のご説明お願いいたします。

○公正取引委員会 村上係長

公正取引委員会の村上と申します。その他の下請法に関する論点について、説明をさせていただきます。

資料 49 ページをお願いいたします。資料 49 ページ、50 ページに幾つか論点を書かせていただいていますので、それぞれ簡潔に御説明をさせていただきたいと思えます。

まず資料 49 ページの一つ目、罰則・命令についてです。下請法では行政指導である下請法の勧告に従えば、行政処分である独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令を適用しないことが規定されております。ただ、勧告に従わなかった場合における命令などは下請法において規定されておられません。下請法については、命令の導入や罰則の強化により執行力を強化すべきではないかとの御意見も頂いている中で、命令を導入することや罰則を強化すると簡易迅速に是正していくという下請法の趣旨になじまないのではないかという御意見も頂いております。この点についてどのように考えるか御議論いただければと思えます。

次に、遅延利息の適用拡大になります。現行の下請法においては、遅延利息の対象行為は、支払遅延に限られていますが、平成 15 年の下請法改正以降、公正取引委員会が行った勧告において最も多い行為類型は減額となっております。このような現状を踏まえると、現行の遅延利息の対象に減額を追加する必要はないか、御議論いただければと思えます。

次に、既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備についてです。下請法で規定されている禁止行為のうち、受領拒否、支払遅延、報復措置については、既に行為がなくなっている場合には勧告ができない規定となっております。そのため現行の規定ですと、例えば親事業者が受領拒否や支払遅延を行っていたとしても、勧告前に商品を受領したり、代金の支払をしたりして禁止行為がなくなった場合には、勧告ができないことになっております。既

に行為がなくなっている場合においても、再発防止の観点から、特に必要があると認めるときに勧告することができるように対応すべきではないかという点について御議論いただければと思います。

資料 50 ページをお願いいたします。50 ページの一つ目、書面の交付等に係る規定の整備についてです。下請法では親事業者が下請事業者に対し製造委託等をした場合に、下請代金の額や支払期日などの必要的記載事項を記載した書面を交付しなければなりません。事前に下請事業者の承諾を得たときに限って、書面での交付に代えてメールなどの電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができることが規定されております。一方で、インターネットの利用は事業者間の取引において近年一般的なものとなっていることから、下請事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供することができるように対応すべきではないか、この点について御議論いただければと思います。

次にデジタル通貨での支払に係る整理です。下請法において下請代金の支払は、現金によることを原則としておりますが、約束手形や電子記録債権などによる支払についても認められております。一方で近年普及しておりますデジタル通貨による支払についての整理はされておられません。なお、デジタル通貨とは暗号資産などではなく、いわゆる電子マネーを想定しております。フリーランス法でもデジタル通貨による支払は認められており、下請法においてもデジタル通貨での支払を認めるかどうか、御議論いただければと思っております。

最後の論点になりますが、取引の適正化に向けたルールの整備についてです。現在も業界団体による自主行動計画の策定などの取組は行われておりますが、景品表示法では、公正取引委員会、消費者庁長官の認定を受け、事業者又は事業者団体が表示、景品類に関する事項について自主的に認定する業界のルールとして、公正競争規約があります。業界団体の自主行動計画等の取組を推進し、さらに実効性のあるものとするために、公正競争規約のような業界ごとのルール整備として何か必要な取組はないか、御議論いただければと思っております。事務局からの説明は以上になります。

(5) 日本商工会議所説明（取引における知財の取扱いに係る問題点について）

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは加藤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤委員

ありがとうございます。それでは資料 2 をご覧ください。テーマは「取引における知財の取扱いに係る問題点」、副題は「公正取引委員会・中小企業庁・特許庁等の連携による知財侵害抑止の強化パッケージ（仮称）の策定」としています。

まず 1 ページです。知的財産とは、知的財産基本法によりますと、①権利化されたものと、②権利化されていないものの二つに分けられています。まず、②権利化されていないものは営業秘密やノウハウなどになります。ただ、知的財産というと①権利化されたもの、つまり知的財産権を想起するケースが多いものですので、一般的には知的財産・ノウハウと言う場合もございます。

2 ページです。知的財産の取引適正化に関する政府のこれまでの取組を記載しました。左下に図がありますが、2016 年 9 月以降、まず価格とコスト負担の適正化と支払条件の改善として、中小企業庁が「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表したことが取引適正化としての起点と思っています。私は中小企業振興部長として、正に対応していました。その後、左下にあります、知財・ノウハウの保護が入ってきたことを強く覚えております。右側にある四角の方は、これまでの政府の主な取組でございますが、先ほどお話がありました 2019 年に公正取引委員会が製造業の関係の実態調査を行い、公表されました。また 2020 年、私も担当しておりましたが、パートナーシップ構築宣言の中に知的財産・ノウハウの項目が追加

され、また中小企業庁が「知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形」の公表や、知財Gメンの新設などがありました。

3 ページです。先ほど公正取引委員会からお話がありましたが、2019 年の実態調査において知財取引で様々な問題があると報告されたところです。さらには中小企業庁で行われている下請Gメンによるヒアリングなどでも、様々な事例が報告されています。

4 ページです。当所が本年 8 月に中小企業に調査したところ、左側の円グラフですが、知財侵害を受けた経験は 11.9%ということで 8 社に 1 社はいまだに知財侵害を受けています。右側の表では、知財の保護に関して知っている施策を聞いたところ、下請Gメンや直接知財に関係ありませんが労務費転嫁指針は知名度がありますが、知財関係の施策はなかなか知名度が上がっていない状況です。

5 ページです。当所の調べによる知財侵害の実態ということで、事例を載せています。要は政府の方で 2020 年頃から知財についても様々な動きが始まっていますが、なかなか取引の現場における中小企業の知財に対する侵害は根絶されていないということが分かります。

6 ページです。知財訴訟の実態です。知財は中小企業にとっては一度侵害されてしまうと、取り返しがつかず企業経営の継続が危ぶまれます。現在は知財を侵害されたら訴訟で取り返すということになっていますが、グラフを見ていただいても約半分、中小企業が提訴し、相手の 3 分の 1 が大企業です。右側の棒グラフですと、勝てたものが 3 割、対大企業ではたった 6%です。そもそも提訴を躊躇し、泣き寝入りする中小企業も多いと聞いています。そのため「侵害した者勝ち」という現状を何とか変えないといけない、侵害を事前に強く抑止するということが必要と考えております。

7 ページです。あるべき姿として、「取引適正化を推進し、知財侵害による『弱いものいじめ』を無くそう！」というスローガンを掲げています。現在、価格転嫁でも、中小企業いじめをなくそうとなっていますが、正に知財も同じです。そのための手段として、公正取引委員会・中小企業庁・特許庁等の連携による「知財侵害抑止の強化パッケージ（仮称）」を策定していただければと思っています。具体的な施策としては、①定期的な調査・企業名公表、②指針の策定、③制度の導入としております。

8 ページです。これは正に定期的な調査の必要性で先ほど公正取引委員会からお話もありましたが、非製造業に対する実態調査は行われていませんので、全体的な実態調査を是非していただきたいです。

9 ページです。実態調査の後、是非、企業名も公表したらどうかと思っています。今まで、公正取引委員会や中小企業庁で価格転嫁の関係で企業名を公表していただき、その後改善がされているという声を聞いています。私も中小企業振興部長として、正に本件について公正取引委員会・中小企業庁と対応していただいたところです。

10 ページです。指針策定のところで、左側の青い枠が私どもの求める指針となっています。ここが全部丸になるようなもので、特に一番大事なのは右下の緑の執行の部分です。ここができるとよいと思っています。是非よろしく願います。説明は以上です。

(6) 自由討議（知的財産・ノウハウの取引適正化、その他の下請法に関する論点について）

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは皆様から御意見をいただきたいと思いますが、この論点につきましても及川委員から御意見を頂いておりますので事務局から願います。

○公正取引委員会 亀井課長

まず知財・ノウハウについてです。「知的財産・ノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業に残されている成長の源泉であることから、取引の更なる適正化を求めます。賃上げの原資確保に資することから、製造業に限ることなく、強く実態調査を実施していた

だき、知的財産取引に関するガイドライン等に反映していただきますようお願い申し上げます。」。

その他の論点につきましては、書面の交付等に係る規定の整備についてということで、「下請事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるようにすべきであるとともに、取引のデジタル化に向けての取引環境を一層整備していただきますようお願い申し上げます。」ということです。取引の適正化に向けたルールの整備についての項目につきましては、「価格転嫁に対応する、業界団体の自主的な取引適正化のルールは着実にアップデートしていくことが必要です。「公正競争規約」が今日的な新たな課題に対応し、十分にその役割が果たせるよう見直しに向けたご支援をお願い申し上げます。」という御意見を頂きました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは委員の皆様方から御質問、御意見を伺いたいと思います。それでは松田委員お願いいたします。

○松田委員

ありがとうございます。論点が多くありますので特に気になった点のみコメント申し上げたいと思います。

一点目は、知財やノウハウに関する取扱いについてです。この点は今回の問題提起で事務局から示唆がありますとおり、現状ですと、もちろん法制度・法規範という形で、不当なことをしてはいけないということは、当然事業者の全てが認識しております。さらに製造業に関する実態調査の点で、何か現場では良からぬことがありそうである、こういうことは良くないかもしれないという形でも何となく情報はありますが、その間をつなぐ情報といいますか、もう少し一段ブレークダウンした規範というものが与えられていると、実務ではどういう行動が是でどういう行動が非なのかということが理解できると思います。そういう意味では製造業に限らず実態調査を改めて実施していただいた上で、その行動規範となるようなガイドラインという形で、何らかのルールをもう少し明確にさせていただくと非常に良いのではないかと思います。

もう一点は、その他の論点の一番目の罰則・命令に関してでございます。こちらについてはやはり下請法の執行上の利点というのは失うべきではないと思っております、現状の制度の立て付けのままで簡易迅速な執行というものを志していく方が必要ではないかと思っております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。では渡邊委員お願いいたします。

○渡邊委員

富士電子工業の渡邊です。私からは最初に知財に関しては意見というより皆様に実情を知っていただきたくてお話をさせていただきます。

例えば、先ほど商工会議所の加藤委員からお話が合ったように、特にノウハウに関しては、皆様が思ってたよりも大手企業を中心に非常に悪質な行為が現在でも続いております。

例えば、製造工程の最終的な材料に行くまでの間に、発注事業者が下手したら何十回も工場見学及び監査と称してやってきます。その結果、発注事業者は、製造工程を見ただけで簡単に作ることができます。これは例えばA社のところに監査に行き、そのときに知り得た材料、ノウハウ、加工工程の順位などのちょっとしたノウハウを別の事業者に教え、その事業者に作らせるといったことが多く行われている状態がございます。加藤委員の話の中にもありましたが、そのような行為に対して公表や罰則などを行う方向にならない限り改善はしな

いのではないかと思っています。

どこの企業も、経営層の方たちはそうした行為が最終的に自社の不利益になることは御存知です。しかし、現実としては担当の方たち、課長クラス以下の方たちは自分の成績のポイントになることしか考えていらっしやいません。

製造業では 20 年、25 年と長い間、コスト削減が正しいこととされてきた中で、例えばノウハウ分を価格としてみる、その分の代価を払うなど、そういうことだけでもコストアップになります。それだけで自分の評価を下げることになるような、コスト削減ありきという風土がいまだに残っているので、ルール自体を変えない限り改善がされにくいものは、難しい問題をはらんでいるのではないかと思います。

特に大手企業は社名を公表されることを最も嫌がっており、下請代金の支払遅延等を是正するためには、勧告などで社名が表に出ることが一番効果のあることだと思いますので、そのような法律整備を是非お願いしたいと思います。

その他の論点ですが、遅延利息の対象に減額を追加する必要はないかという点は、減額という行為のある種の防止になると思いますので、していただけるとよいのではないかと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは滝澤委員お願いします。

○滝澤委員

ありがとうございます。まず前半の知財の件ですが、実態につきまして分からないところが多くありましたので、このように御報告いただき大変勉強になりました。また、実態調査をしてアドボカシーなどを強化していただくというのは必要なことと思っております。その上で資料 2 の例えば 6 ページですが、この資料をどう読むかというのは難しいようにも思います。確かに訴訟を起こすことは心理的にも金銭的にも様々な面で負担だと思いますので、それで泣き寝入りしてしまうというような問題があることは承知しています。その点につきアドボカシーを強化していくということも望ましいと思いますが、実際に訴訟で勝てなかった事例の評価については、そのような侵害が認定できなかったということであれば、それは当然認められないわけなので、評価が難しい資料ではないかと思いました。

また、実態調査を行う過程で問題がある企業が見つかった場合に、それを端緒にして下請法ないし優越的地位の濫用で違反認定をして規制することはもちろんあり得ると思います。一方で、資料 2 の 9 ページにあります企業名の公表については、御案内の先生方も多いと思いますが、違反認定をしないまま一種の行政制裁と評価できる企業名の公表を行ったということに対して賛否両論あるところですので、同様に行ってよいのかについては、慎重に考えるべきではないかと思いました。

次に、資料 1 に戻りまして 49 ページ、50 ページに書いてある点、まず罰則・命令に関してです。若林委員、松田委員がおっしゃっていたとおり、簡易迅速性を確保するという機動性が下請法には必要であると思っています。したがって、現行の規定のままにするか、もし命令や罰則を入れるとしても例えば定額 100 万円を非裁量的に課す程度に軽くしておかないと難しいかなと思っています。どうしても大きな金額が絡んできますと比例原則の観点から命令すべき事案かという考慮も入ってきて、逆に規制の発動が抑制されてしまう可能性もありますので、罰則・命令を入れるから規制強化につながるかというところでもないというところは押さえておく必要があると思います。

遅延利息や、既往の違反行為に対する勧告の整備、書面の交付の規定などは特に異論はございません。デジタル通貨による支払については、下請事業者側の不利益にさえなければ、金銭と同等の支払と認められるのであれば、異論はありません。

最後の公正競争規約に類似するような取組については、例えば書面交付に関しまして、そもそも書面すら交付されていないという問題も前回、前々回に御指摘があったと思いますの

で、どういう書面を作るべきか、契約のひな形を示して、こういう内容をこのように記載すべきだといったように、サプライチェーン全体で改善を図るために何か取組を行うことはあり得ると思います。

一方で、例えばみんなでコスト分を価格転嫁しましょうというのは、正に価格協定というかカルテルになってしまいます。また、そういう情報交換の場になってしまっても困りますので、かなり慎重に、何についてこうした取組をするのかについて線引きを考えるべきだと思います。不当な取引制限は、独占禁止法上、最も違法性の高い違反類型でして、それに対する制裁も大きいわけです。機微情報、センシティブな情報の交換はそれだけで違法な合意の存在を推認させてしまいますので、非常に気を付けて対応する必要があります。公正競争規約は、表示又は景品類を適切にする、そのために業界を挙げて一緒に改善を図るというものですので、類似の形で整備できる、つまり一緒に取り組んで問題ないものだけ対象にするのがよいのかなと思いました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。小畑委員よろしく願いいたします。

○小畑委員

ありがとうございます。まず知財の取扱いですが資料にも書かれておりますように、製造業以外の部分をしっかりと調査していただいた上でガイドライン等の見直しを是非進めていただきたいと思います。

次にその他の論点のところをかいつまんで申し上げます。まず罰則・命令でございますが、課徴金納付命令や刑事罰、こういったものが及ぶということになりますとそれに伴って、適正手続の確保、こういうことも併せて制度整備をする必要があるということで、非常に重たい制度になり、この処理も長期化することになりますので、機動性のある下請法の役割と独占禁止法本体の役割のすみ分けをよく考えていく必要があると思います。

次のページの書面交付の点でございますが、今は取引の状況が書面の交付ではなく、電磁的方法が主流になりつつあるという中で、1件1件承諾を取ることは非常に煩雑になっていると、こういう声はよく聞くところでございます。現実を踏まえたと、書面及び電磁的方法のどちらでもよいとすることが適当なのではないかと思っております。デジタル化の流れを阻害しないような取扱いをお願いしたいと思います。

またデジタル通貨のところでございますが、手形やファクタリングよりもより現金に近いのではないかと考えられますので、受注者側に不都合がないのであれば、デジタル通貨払を認める方向でよろしいのではないかと思います。以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございます。渡部委員、よろしく願いいたします。

○渡部委員

ありがとうございます。まず知的財産・ノウハウについてでございますが、私ども商工会の会員事業者の方からは、例えば自社が作成した図面やプログラムソースを提出するように要求された、あるいは相談を受けて具体的に設計の中身の話を進めていたところを取引先自身で対応することになったからといってごく一部しか発注を受けられなかったと、そういった被害の報告を受けております。生産性向上の種であります、知財・ノウハウを強制的に召し上げられてしまうことなく下請事業者自身でしっかりと育てていけるように丁寧に実態把握をしていただき、その上で網羅的なガイドラインを作っていただければと思っております。そして発注側、受注側双方がそれをしっかり理解し、深めていただけるような取組を推進していただければと思います。

その他の論点の中でデジタル通貨での支払というところがございますが、現状中小企業、

小規模事業者の企業間決済においては、こういった支払はまだ広く普及している、主流であるとはいえないのではないかと考えております。受け取る側のコスト面あるいは事務面の負担増につながる可能性があると考えますので、その点は慎重に御検討をお願いできればと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは仁平委員お願いいたします。

○仁平委員

ありがとうございます。私からはその他の論点のところについて3点ほどございます。

49 ページの二つ目のところの遅延利息の適用については減額も含めるべきだと考えております。その下の勧告についても、是正後であっても必要なときは勧告できるようにした方がいいのではないかと考えております。

50 ページの最後のところの論点でございます。他の委員からもございましたが消費者の理解を得ながら、労務費を含む適正な価格転嫁を進めることは非常に重要だと思っておりますので公正競争規約の更なる活用なども含めてやれることは何でもやっていただきたいというのが要望でございます。

これに関連して、この項目が適切かどうかは分かりませんが、是非御検討とされていることが、現場から今言われている話です。一定の労務費を価格転嫁する場合に、組合では業界の労使で懇談会などをすることがございまして、その場で労務費の価格転嫁などを相談するとカルテルに当たるのではないかと懸念する声を頂いてございます。最終的には実際各社の判断ということでございますが、複数の労使が集まった場でこの賃上げと価格転嫁の課題について、具体的な話ができないというのは非常に組合としては困りますので、公正取引委員会のQ&A等で何らかの見解を示していただくことを是非御検討をお願いします。

○神田座長

どうもありがとうございました。原委員お願いいたします。

○原委員

私から二点ほど意見を申し上げさせていただきます。まず知的財産権の処理に関しては、これから実態調査をされるということで、是非やっていただければと思います。実態調査の結果、どのようにするかということについては、ガイドラインの整備があると思いますし、また、知的財産権の処理は非常に複雑なこともあるため、下請事業者の理解を助けるために、ひな形の整備やガイダンスをするというのが重要ではないかと考えています。

二つ目はその他の論点の最後の取引の適正化に向けたルールの整備のところですが、一つは業界によって問題が異なると理解しておりまして、目詰まりが起きているのはどこの段階なのかということがあるかと思っています。途中で起きていることもあれば大元のところで目詰まりが起きているというような話も聞きますので、業界ごとの取組は重要になるのかなと考えております。

一方で業界ごとに何か対応しようとする先ほど皆様からの御指摘があったようにカルテルのリスクが懸念されているところでございまして、日本では公正取引委員会の指導の下に行うのであれば安心感があるかもしれませんが、場合によっては海外の独占禁止法に違反してしまうという可能性も業界によってはあると考えております。その場合再び日本企業が海外の独占禁止法違反に多数問われるというようなことがあれば、かえって日本企業にとってのダメージになるかと思っていますので、そこには注意が必要かと思っています。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは中島委員、よろしくお願いいたします。

○中島委員

二点申し上げます。一点目は知的財産の取引適正化についてでございます。受注者側が本来保有する知的財産を合理的な理由はないのに、無償又は廉価で発注側に帰属させるという行為は、優越的地位の濫用行為でありつつ、取引の適正化のみならず、中小企業の技術競争力の強化や持続可能性、企業価値の弊害になりかねない事象であると考えています。

現行のガイドラインでも、設計図面等の買いたたきを規制している部分もありますが、今後、非製造業を含めた実態調査を通じ、技術的な面を考慮しながら、出願時の干渉や無償ライセンスの強要等についても範囲を広げるべきではないかと考えております。

最後にその他の論点につきましては、まず下請法につきまして命令の導入を含む厳罰化を図ることにつきましては、簡易迅速な処理に支障を来すものであると考えます。下請法の理念である当事者の取引の自由を尊重しつつ、当事者が自主的に取引ができ、適正化することを促すという法律の立て付けに基本的にはそぐわないものと考えております。

次に取引の適正化に向けたルールの整備についてでございます。当研究会でも議論しておりますが、価格転嫁に伴う課題につきましては業種規模、商慣習等により様々でございます。その観点からも法令・罰則・規定といった自主的な規制を強化するよりも、企業側の自主的な行動を尊重しつつ、業界団体が自ら独自の行動計画を策定し、発注者として受注者が適切な価格転嫁に向けたマインドセットを醸成していくことが非常に重要であると思っております。それによって自由競争基盤の確保、そして適切な価格転嫁の両方を実現することが現実的な方法ではないかと考えております。以上でございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。オンラインで御参加の沖野委員よろしくお願ひいたします。

○沖野委員

ありがとうございます。沖野でございます。私はスライド 49 のその他の論点の 2 項目、遅延利息について申し上げたいと思います。

減額の場合に今何が起きているのかというのは、必ずしもよく分からないところがありますが、規定上は代金の額を減じることが禁止され、その禁止の違反に対しては速やかにその減じた額を支払うよう勧告ができるということになっておりますので、この禁止に係るような減額によっては支払の効力は持たない、あるいは有効とはみなされないという扱いで、支払がされていない、したがって債務がそのまま存続しているという想定で、だからこそその分も払えという勧告になっているのではないかと考えられます。

民事実体的にも債務がそうになっているのか、あるいはこの範囲では勧告に関してはそのように扱われるということなのかがよく分からないところはありますが、そのように債務が存続しているにもかかわらず減じたという理由によって、効力がない支払であるということであれば結局一部不払が生じているということになりますので、一部不払部分について遅延利息の支払も合わせて求めるということに理由があるのではないかと思いますし、実体的に言いましてもその部分の支払を免れることによる、対価に相当するような利益やそれが入らないことによる相手方の損害は当然に発生していると考えられますので、遅延利息の適用対象に減額を追加するということは、合理的であり理由のあることではないかと思っております。以上です。

○神田座長

ありがとうございます。オンラインで御参加の郷野委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○郷野委員

ありがとうございます。まず知的財産・ノウハウの取引適正化につきましては、現行ガイドラインでは網羅できていないということが御説明でよく分かりました。この点につきましては消費者には見えない問題ですが重要な課題であると受け止めましたので、実態調査及び実効性のあるガイドラインの見直しは必要かと思いました。

また、取引の適正化に向けたルールを整備のところですが、業界団体等に属さないアウトサイダーの事業者にまでルールが行き届くかどうか懸念点かと感じました。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。それでは加藤委員どうぞお願いいたします。

○加藤委員

ありがとうございます。まず知財・ノウハウにつきましては先ほど御説明させていただきましたが、肝となる調査、そしてガイドラインの策定を盛り込んでいただき感謝申し上げます。

48 ページ目以降、その他の部分でデジタル通貨での支払についてはまだ早いのではないのかという気はしています。親事業者から下請代金をデジタル通貨で受け取った事業者がどうやって仕入れに回せるのか、どうするのだろうということにもなりかねないので、もう少し実態を見てからではないのかなという気がします。

一点御質問です。書面の交付等の関係で電磁的方法の部分で、今回、下請事業者の承諾の有無にかかわらずメール、EDI、FAX などの電磁的方法で提供できるようにするということが、中小企業はデジタル化が遅れているところもあります。その場合に、親事業者はメールで提供しようとしたが、下請事業者がメールでは受け取れず FAX なら受け取れるという場合に、メールで受け取れないと取引が停止されるようなことになりかねないのかどうか、この問題について先ほど見ていて気になっていました。その辺りのデジタル対応、そこが受けられないということがあり得るのかどうか、そのためここで賛成とは言いきれず、調べる必要があるかなと思いました。その他の論点については、異論等はございません。以上です。

○神田座長

ありがとうございます。

○公正取引委員会 亀井課長

制度の趣旨は受注者側の了解があるかないかにかかわらず電磁的方法で必要的記載事項交付できるようにということが問題提起ですので、今御指摘があった受注者が対応できないケースがあるのか、少し教えていただきながら検討したいと思いました。ありがとうございます。

○神田座長

どうもありがとうございました。それではオンライン御参加の多田委員お願いいたします。

○多田委員

多田でございます。簡潔に申し上げます。

まず一点目の知財関係ですが、こちらは大規模な実態調査を行っていただき、改めてどのような実態があるのかを明らかにしていただく必要があると思います。

資料 42 ページには、書面調査で報告された事例の類型がありますが、現行ガイドライン、運用基準と一体的に、不一致がないように必要な手当てをしていただければと思います。

その他の論点の罰則・命令については、下請法がどのような経緯で制定されたのかという原点に立ち返る必要があると考えます。資料 49 ページ 1 行目にあるとおり、下請法は基本

的には独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完する法律ですから、下請法単独ではなく、優越的地位の濫用規制と一体としてみる必要があると思います。そうであるとすれば、独占禁止法と下請法の「すみ分け」を重視し、下請法については現状の簡易迅速な手続を維持するままの方が良いように思います。ただ、抑止のことを考えますと、罰則・命令よりも公表される方が事業者にはインパクト、ダメージが大きいのかもしれませんので、どのような形で公表するのかを考えてもよいように思います。

次に、遅延利息と既に違反行為が行われていない場合の勧告になりますが、こちらについては、御提案のような形で法改正を進めていただいてよろしいのではないかと思います。

続いて書面の交付、デジタル通貨になりますが、こちらについては特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と整合性を取るような形で、改正の検討をした方がよいと思います。

最後の自主規制について、以前の研究会では、法律でできること、できないことがあるのではないかという話をしましたが、下請法という法律だけで全てを規制することは難しいと思います。そうであるとすれば、自主的なルールを持つ役割が大きいと思います。自主的なルールの一つとして、例として挙げられている公正競争規約があります。上からのルールではなく、自分たちで自分たちの業界に応じたものを作ることにより、下請法の規制内容を守っていきこうということになり、アドボカシーの効果も期待できるように思います。この点については中期的な課題かもしれませんが、引き続き検討を進めていくとよろしいかと思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございました。鈴木委員よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

知的財産のところは、ここにいらっしゃる方は御存知だと思いますが、アメリカの大きな電子機器メーカーは、この濫用に近い契約をしないと発注してくれません。しかし、それは皆受け入れています。そのため実態はそういうことがあるということは御理解いただいた方がいだろうと思っています。

その上で知的財産のところに関して資料の例に書いてあるようなことは、非常識な、明らかにおかしいことを力づくにやっているの、調査とガイドラインを徹底し、当然のようにNDA（秘密保持契約）を締結できるようにすべきだと思います。

監査に関しても、先ほど申し上げたアメリカの大きい企業は、監査は非常に優秀です。2名ほど来て、正しいポイントをついています。先ほど書いてあったような、監査に何十名で来ることはおかしいので、そのような事例をガイドラインなどで示していただければと思います。ほかは特にコメントはございません。

○神田座長

どうもありがとうございました。高岡委員よろしくお願いいたします。

○高岡委員

非常に大きな話で、大企業にはお金もあり人材もありますが、中小企業は勝てる部分が知的財産権やノウハウしかありません。そのため、そこは守ってあげないと、いつまでも世の中で大企業はそのまま大企業で、中小企業はずっと中小企業という状態で、その格差が固定化する、イノベーションが起きにくくなると思います。経営学の立場からすると、ガイドラインをどう改善するか、業界ごとに集まらせるところというデメリットがあるということが重々勉強になりました。ただ、そうは言うものの何らかの方策を用いて、無償あるいは低廉な価格で知的財産権やノウハウが取られてしまうようなことは防いであげないといけないと思います。日本は中小企業が多いので、この人たちがイノベーションを起こしていかないと、

ただでさえ日本の未来はどうなるのだろうという状態になっているので、何とか手当てをしてあげるべきではないかなと個人的には思います。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。それでは事務局からコメントがございましたらお願いします。

○公正取引委員会 亀井課長

ありがとうございます。公正競争規約のような業界ごとのルール整備は検討に値するが、事業者を含め何を対象にするかというのは、様々なメリットもあれば危険性もあるという御指摘がありました。中長期的な課題としてどういうアイデアがあるかということで論点をお示しさせていただいたという位置付けですので、何かこれをすぐにやるということではないですが、御指摘の御提案を踏まえこれから考えていきたいと思います。

仁平委員から労使の集まっている場所で話をすると、賃上げ価格転嫁でカルテルに当たるかどうかの御心配があるという御指摘がありました。個別のケースについて、回答は差し控えさせていただきますが、この場以外にも御相談いただいていると承知をしておりますので、そういったものを踏まえながらしっかり御説明できたらと思います。

後半のデジタル化に関する論点については、本当に実態がついてくるかどうかを踏まえてしっかり検討すべきだというような御指摘だと伺いましたので、そのようにさせていただきます。

○中小企業庁 鮫島課長

知財に関する実態についての情報提供でありまして、加藤委員から御紹介いただいたように、中小企業庁では知財に特化した実態取引の調査をする知財Gメンという職員がおり、その成果も踏まえて知的財産取引に関するガイドラインを作っております。この中には片務的なNDAの締結が問題事例として記載してありますが、実態調査をするとそれでも知財侵害があった場合の責任は受注者、中小企業だけが負うという基本契約がいまだに中小も大企業もあるという実態がありました。過去数十年やってきたので変えることが億劫だ、等々の事情もあるということでしたので、その知財ガイドラインを今年の10月に改正し、このような一方的に中小企業に責任を負わせる、若しくは表明保証責任を負わせるような内容は駄目だと記載しております。

問題はサプライチェーン全体でそれを知ってもらうなど、これを守るという実効性が重要だと思っております。個社の事例だけではなく業界団体での取組や業界をまたぐサプライチェーン全体の取組が重要だと神田座長からありましたが、少なくとも業界の中では知財取引に関するガイドラインを含む振興基準は守る、それを例えば知財取引や価格転嫁など基本的な取引条件に関することは業界団体全体として守りましょうと、それを毎年フォローアップしていきましょうという、そういう取組をさせていただいている実態があるということで御紹介させていただければと思っております。以上です。

○神田座長

どうもありがとうございます。私からは最後の点に関連してお話しさせていただきます。取引の適正化というのは、長年の高度成長期に蓄積、あるいは築かれた商慣行の変更や、大きな見直しも含んでいますので一筋縄ではいかないわけで、今回とにかくやれるところを頑張るということですので、そういう意味での気合が重要ななと感じました。

後半部分について申しますと、知財・ノウハウについては事務局資料の41ページにあった内容で、実態調査をしてガイドラインの見直しを行うということ、また、鮫島課長からも紹介もありましたが、その延長線でフォローアップなどの取組を進めていくということで、皆様方の御賛成が得られていると思います。

その他の論点についてですが、最初の罰則と命令のところについては、今までの下請法の良さがあったのではないかという御意見であったかと思います。

遅延利息と既に違反行為がなくなった場合については、事務局資料のとおりで御賛成の意見がほとんどであったかと思います。

書面交付については、下請事業者が書面を下さいと言えるか、オプトアウトを認めるのかということが問題になるかと思います。

デジタル通貨については、慎重論と両論があったかと思いますが、慎重論が複数の委員から述べられましたので、再度事務局で検討していただければと思います。一般論として言うと、消費者保護のような個人を相手とする分野では、よくその承諾同意やオプトアウト・オプトインを使いますが、取引適正化でオプトアウト、あるいはオプトインは取り入れるのは圧力がかかるかも知れないので、これらの手法が使えるかどうかという問題を含めて御検討いただく必要があるかと思います。

最後の論点であるルール整備につきましては、留意すべき事項が多くありますが、本丸である商慣行を変えていきましょう、サプライチェーン全体で変えていきましょうという目的に向かって、公正競争規約のようなものかどうかはともかくとして、できることはやっていただきたいということは、皆さんもおそらく異論ないと思います。

本日は3時間という長丁場の時間を頂きましたが、これまでどおり全員の方から御発言いただき、また非常に積極的、前向きかつ、貴重な御指摘を多数頂きまして誠にありがとうございました。事務局におかれましては本日皆様からいただきました御意見・御指摘を踏まえ、さらに検討を進めていただければと存じます。

またいつものことですが皆様方におかれましては、後で気がついたこと、他の委員の御発言についてこう思うということがございましたら、是非事務局までメール、電話、どのような形でも結構ですので御連絡いただけますと大変ありがたく存じます。

これを持ちまして企業取引研究会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。